

## 令和6年第4回 朝倉市農業委員会 会議録

1. 令和6年4月10日、14時00分に朝倉地域生涯学習センター会議室1において、第4回農業委員会を招集した。

### 2. 出席委員

#### 【農業委員19名】

1番 徳田 純子	2番 森部 清治	3番 井上 ながえ
4番 末石 誠	5番 武井 正道	6番 小島 與志博
7番 椿 賢二	8番 吉松 繁	9番 窪山 登
10番 長野 克己	11番 鳥巢 良彦 (欠席)	12番 田中 睦美
13番 中嶋 文和	14番 坂田 稔	15番 永井 健一
16番 畑 和徳	17番 手嶋 和彦	18番 林 新吾
19番 樋口 博幸		

#### 【農地利用最適化推進委員4名】

20番 井手 信一	30番 星野 隆治	32番 大隅 高博
36番 重光 清士		

(※20番・30番・32番・36番は、代表推進委員。)

### 3. 付議事項

- ・報告第 1号 農地法第18条の規定による合意解約通知について
- ・報告第 2号 農地改良届について
- ・報告第 3号 農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について
  
- ・議案第 1号 農用地利用集積計画(利用権の設定)について
- ・議案第 2号 農地移動適正化あっせん申し出(売渡)について
- ・議案第 3号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議案第 4号 農地法第4条の規定による許可申請について
- ・議案第 5号 農地法第5条の規定による許可申請について
- ・議案第 6号 農用地利用集積計画(特例事業関係)について
- ・議案第 7号 非農地判断について

4. 本会議の議長 朝倉市農業委員会会長 樋口 博 幸

5. 本会議の書記 朝倉市農業委員会事務局 松尾 康 年

6. 本会議に出席した事務局職員

事務局長	日野 清 宝
事務吏員	渡 辺 晃
事務吏員	川 波 貴 敬
事務吏員	岩 切 範 宏

## 7. 本会議に出席した他課の職員

農業振興課 農地管理係

森 田 誠 市

( 開 会 14:05 )

## 8. 議 事

議 長 ただ今より、令和6年第4回朝倉市農業委員会定例総会を開会します。  
それでは、これより議案等の審議に入ります。ただ今の出席委員数は農業委員18名、農地  
利用最適化推進委員（以下、「推進委員」という。）4名であります。  
会議規則第6条に基づき、委員定数の過半数に達しておりますので、会議は成立します。  
議事録署名人に12番田中委員、13番中嶋委員を指名いたします。よろしくお願ひします。  
それでは、1ページをお開きください。報告第1号「農地法第18条の規定による合意解約  
通知について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (渡辺) 議案朗読をもって説明

6ページまで33件ございます。以上、報告いたします。

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番から33番までを一括とし、質問や意見のある  
方は挙手にて議席番号、名前をお願いします。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告第1号を終わります。

7ページをお開きください。次に、報告第2号「農地改良届について」事務局の説明を求め  
ます。

事務局挙手

議 長 事務局。

事務局 (川波) 議案朗読をもって説明

議 長 事務局の説明は終わりました。報告番号1番について、担当委員の説明を求めます。6番小島  
委員。

6番挙手

議 長 6番小島委員。

6番 (小島委員) 届出人の住所、届出物件、変更計画については記載のとおりです。これは富永  
区会の農地が周りに約2反1畝あります。その区画に162㎡あり、畑作野菜を作っていた  
農地です。地権者がこの土地を富永区会に貸すということで、管理をしやすいするために、  
周りは水田になっているため、水田の高さまで切土をして、水田の高さまで下げるよう説明  
を受けました。工事期間は令和6年3月12日から4月30日。現況地目は畑ですが、田に  
します。施工方法は、約30cmの切土です。54㎡です。用排水計画は地下浸透、自然流  
下です。周りに、溝があります。富永区会で管理をするそうです。理由としましては、隣接  
する富永区会が所有する田と同じ高さまで切土し、一体化して農作業の効率化を図るもので  
す。作物予定は米です。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。報告番号1番について質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、以上で報告番号第1号を終わります。

次に、報告番号2番について、担当委員の説明を求めます。10番長野委員。

10番挙手

議長 10番長野委員。

10番

(長野委員)届出人の住所、届出物件、変更計画については記載のとおりです。農地が低くて、不便になっております。1,801㎡の農地のうち900㎡。630㎡、70cmで地上げをします。地上げと言いますが、道高さまで上げるということです。現地は、かなり低いようで、作業効率は悪いと思いました。作付けは大豆ということです。ご審議方よろしくお願い致します。

議長

担当委員の説明は終わりました。報告番号2番について質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、以上で報告番号第2号を終わります。以上で、報告第2号を終わります。

8ページをお開き下さい。次に、報告第2号「農地の転用に係る届出(200㎡未満の農業用施設)について」事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長

事務局。

事務局

(川波)議案朗読をもって説明。1件ございます。以上報告いたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

それでは、報告番号1番について担当委員の説明を求めます。18番林委員。

18番挙手

議長

18番林委員。

18番

(林委員)転用者、申請土地については記載のとおりです。転用の目的は農業車両用露天駐車場・農作物積み下ろし等作業場。転用の理由は、農作業の効率化を図るため、農作物の積み下ろし作業場等と露天駐車場を整備するものです。駐車場は軽自動車2台分、作業場が50㎡です。申請人はグループホームを経営しておりまして、家庭菜園用だけではなく、グループホームで食べる野菜も作っています。この畑が道路より1m程低いので、車2台止められるような駐車場と作業場を作りたいということです。ご審議方よろしくお願い致します。

議長

担当委員の説明は終わりました。報告番号1番について質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長

なければ、以上で報告第3号を終わります。9ページをお開きください。

次に、議案第1号「農用地利用集積計画(利用権の設定)について」を議題とし、事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長

事務局。

事務局

(渡辺)議案朗読をもって説明

議長

事務局の説明は終わりました。次に農業振興課の説明を求めます。

農業振興課(森田)挙手

議長

農業振興課。

農業振興課 (森田)詳細について説明

今回の利用権設定件数が53件、設定面積は163,527.80㎡、設定筆数は123筆です。10ページをお願い致します。地区ごとの利用権設定等の内容となっています。真ん中に中途解約の面積がありますが、75,183㎡の解約があり、その右側の新規の利用権設定の面積が163,527㎡になります。中途解約に比べ、新規の利用権設定が増えておりますので、市全体としては、利用権の設定面積が増えたこととなります。11ページをご覧ください。こちらは、利用権設定期間別明細表になっております。今回の申請の中で、長い期間は10年間のもの。一番短いものは1年間。毎月申請があるものの中では、5年程度

の設定期間が一番多い傾向が見られます。約半数に届きませんが、それに近い設定面積が5年間となっております。説明は以上です。

議長 農業振興課の説明は終わりました。本件について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、本件について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第1号は承認とし、市長へ通知いたします。  
12ページをお開きください。次に、議案第2号「農地移動適正化あっせん申し出（売渡）  
について」を議題とし、事務局の説明を求めます。なお、審議番号1番についても続けて説明  
をお願いします。  
事務局挙手

議長 事務局。  
事務局 （岩切）議案朗読をもって説明

議長 審議番号1番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいたします。  
事務局の説明は終わりました。それでは審議番号1番について、担当地区委員の6番小島委員、  
2番永露委員、25番和佐野委員を指名いたします。  
次に、審議番号2番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号2番についてあっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひいた  
します。

議長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号2番について、担当地区委員の10番長  
野委員、36番重光委員を指名致します。  
次に、審議番号3番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号3番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひ致  
します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号3番について、担当地区委員8番吉松委員、37番  
上野委員を指名致します。  
次に、審議番号4番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号4番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひ致  
します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号4番について、担当地区委員15番永井委員、24  
番櫻木委員を指名致します。  
次に、審議番号5番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号5番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひ致  
します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号5番について、担当地区委員15番永井委員、24  
番櫻木委員を指名致します。  
次に、審議番号6番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号6番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひ致  
します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号6番について、担当地区委員8番吉松委員、37番  
上野委員、10番長野委員、36番重光委員を指名致します。  
次に、審議番号7番について、事務局の説明を求めます。

事務局 （岩切）審議番号7番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願ひ致  
します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号7番について、担当地区委員5番武井委員、21番

内田委員を指名致します。

次に、審議番号8番について、事務局の説明を求めます。

事務局 (岩切) 審議番号8番について、あっせん委員の選任が必要となります。よろしくお願い致します。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号8番について、担当地区委員8番吉松委員、37番上野委員を指名致します。審議番号1番から8番を一括とし質問や意見はありませんか。他に意見や質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番から8番について、賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、議案第2号は可決致しました。

14ページをお開き下さい。次に、議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。なお、この案件は農業委員会許可処分であります。事務局の説明を求めます。

事務局挙手

議長 事務局。

事務局 (渡辺) 朗読をもって説明

17ページまで13件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。

17番手嶋委員。

17番挙手

議長 17番委員。

(手嶋委員) 審議番号1番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由としまして、譲受人は相手方の要望。譲渡人は、規模縮小ということです。令和4年10月に議案が出たかと思ひますが、そのお茶畑の方でございます。その上に荒れ地がありまして、譲渡人からこの農地もどうかして欲しいと申し出があり、売買になったそうです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。

審議番号1番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号1番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号1番は許可といたします。

次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議長 5番武井委員。

5番 (武井委員) 審議番号2番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は記載のとおりです。契約は贈与。権利移転の理由としまして、親から子への贈与です。親の方が年齢的に高齢でありますので、息子さんに贈与ということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号2番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は許可といたします。次に、審議番号3番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議 長 5番武井委員。

5番 (武井委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は高齢のためということです。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

12番挙手

議 長 12番田中委員。

12番 (田中委員) 譲受人の住所が北九州市にお住まいであるが、これについて説明がございませうか。

5番 (武井委員) 家を買われてここに住むように聞いています。

議 長 譲受人が引っ越してくるということですか。

5番 そうです。

議 長 事務局の方で状況がわかりますか。

事務局 (松尾) この案件は私が受付をしました。私がお伺いした範囲では、譲受人は、もともと隈江(安川)にご実家があります。ご両親が亡くなられて、現在4反程度を耕作されており、北九州から通作されている状態です。今回の農地も耕作されますが、将来は安川に戻ってこようかと思っており、今回農地を引き受けるようになっています。

12番 (田中委員) ありがとうございます。

4番 (末石委員) 農地法第3条第2項については、農業従事日数150日ということを知っていますが、その辺りはどうですか。

事務局 (松尾係長) 年間従事日数150日の目安があります。この譲受人は、隈江の農事実行組合にも入っています。かなり戻ってきて営農しているとお伺いしております。一般的には、農地法第3条第2項の中で、年間従事日数150日間、遊休農地や違反転用地をもっていないこと等が条件であります。北九州が通える範囲になるのかとなるのが、一番ネックになりますが、一般論としては、距離で45km、時間で90分以内で通作範囲でみているところであり、それを外れているとしても、現在隈江まで来て、耕作されている方でありますので、新規就農となると、本当に通作出来るのかと疑問がありますが、この譲受人は現在、遊休農地もないということですので、問題ないということで判断はしています。よろしくお願ひ致します。

議 長 この方の年齢は、いくつですか。

事務局 (松尾係長) 71才です。

議 長 他に意見や質問はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議 長 なければ、審議番号3番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は許可といたします。

次に、審議番号4番について、担当委員の説明を求めます。5番武井委員。

5番挙手

議 長 5番武井委員。

5番 (武井委員) 審議番号4番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由としまして譲受人は規模拡大

です。譲渡人は、高齢のためです。譲受人が農地を買うということで連絡がありました。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号4番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号4番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号4番は許可といたします。  
次に、審議番号5番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。  
14番挙手

議長 14番坂田委員。  
14番 （坂田委員）審議番号5番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由としましては、譲受人は新規就農。譲渡人は弟への贈与です。譲受人と譲渡人は兄弟です。新規就農ということで4月2日に三役と事務局と担当委員及び推進委員で面談を行っています。譲渡人は親から贈与を受けて畑を作っておりまして、今回姉から弟への贈与ということだそうです。譲受人は退職されて、野菜を作られているそうです。面接時は体調不良で欠席されていました。譲受人の妻は、この春退職をされて、一緒にいろいろな野菜作りをするそうです。現在も果樹を植えているそうです。別に問題はないかと思っています。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号5番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号5番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号5番は許可といたします。  
次に、審議番号6番について担当委員の説明を求めます。9番窪山委員。  
9番挙手

議長 9番窪山委員。  
9番 （窪山委員）審議番号6番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。譲渡人は規模縮小。譲受人は規模拡大ということで話がついております。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。代表推進委員より補足説明はございませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 審議番号6番について、質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議長 なければ、審議番号6番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号6番は許可といたします。  
次に、審議番号7番について担当委員の説明を求めます。6番小島委員。  
6番挙手

議長 6番小島委員。  
6番 （小島委員）審議番号7番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買です。この案件は4月2日に新規就農面談をしまして、譲受人が自営業をおこなっており、会社を子に譲ったので、何かやりたいということで、就農したいということです。現地を確認してきました。果樹が植えてありました。先々は、柿、もも、

みかんの果樹栽培し、近所などに配りたいというような話でした。面積が885㎡ありますので、自家野菜だけではもてあますということで、果樹を植えて、まわりに野菜を植えるということです。権利移転の理由として、譲渡人は相手方の要望と譲受人は新規就農です。農地法第3条第2項には該当いたしません。ご審議方よろしく願います。

議長 担当委員の説明は終わりました。審議番号7番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号7番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号7番は許可といたします。  
次に、審議番号8番について担当委員の説明を求めます。7番樁委員。  
7番挙手

議長 7番樁委員。  
7番 (樁委員) 審議番号8番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は贈与です。権利移転の理由は、親から子への贈与です。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしく願致します。

議長 担当委員の説明は終わりました。  
審議番号8番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

議長 なければ、審議番号8番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

議長 賛成多数と認め、審議番号8番は許可といたします。  
次に、審議番号9番については、取り下げられましたので次に進みます。  
審議番号10番は、私が担当委員になっておりますので、議長を林副会長と交代致します。  
副会長 議長を交代致しました。次に、審議番号10番について、担当委員の説明を求めます。

19番挙手  
副会長 19番樋口委員。  
19番 (樋口委員) 審議番号10番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。新規就農ということで、4月2日に面談を行いました。譲受人の住まいの隣にある農地です。記載のとおり自家栽培です。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしく願致します。

副会長 担当委員の説明は終わりました。  
副会長 審議番号10番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)

副会長 なければ、審議番号10番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手

副会長 賛成多数と認め、審議番号10番は許可といたします。議長を樋口会長と交代致します。  
議長 議長を交代致しました。次に、審議番号11番について担当委員の説明を求めます。2番森部委員。

2番挙手  
副会長 2番森部委員。  
2番 (森部委員) 審議番号11番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。この農地の譲渡人は亡くなっています、相続人がいないということで、相続財産清算人として弁護士が任命されております。契約は売買です。権利移転の理由としまして、譲渡人は財産整理のため。譲受人は規模拡大です。農地法第3条第2項には該当致しません。ご審議方よろしく願致します。

- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 1 番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 1 1 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 1 番は許可といたします。  
 次に、審議番号 1 2 番について、担当委員の説明を求めます。2 番森部委員。  
 2 番挙手
- 議 長 2 番森部委員。  
 2 番 (森部委員) 審議番号 1 2 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲受人は規模拡大。譲渡人は、相続したが農業をしていないためです。農地法第 3 条第 2 項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 2 番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 1 2 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 2 番は許可といたします。  
 次に、審議番号 1 3 番について、担当委員の説明を求めます。4 番末石委員。  
 4 番挙手
- 4 番 (末石委員) 審議番号 1 3 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由は、譲受人は相手方の要望ということ。譲渡人は 3 人。持ち分が 1 / 3 ずつあり、相続したが耕作できないということで、譲受人が買うということ。農地法第 3 条第 2 項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 3 番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 1 3 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 3 番は許可といたします。  
 次に、審議番号 1 4 番について、担当委員の説明を求めます。4 番末石委員。  
 4 番挙手
- 4 番 (末石委員) 審議番号 1 4 番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地については、議案書記載のとおりです。契約は売買です。権利移転の理由、譲受人は相手方の要望ということ。譲渡人は高齢のためということ。農地法第 3 条第 2 項には該当致しません。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号 1 4 番について、質問や意見はありませんか。  
 (「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号 1 4 番について、許可することに賛成の方の挙手を求めます。  
 全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号 1 4 番は許可といたします。  
 ここで、議事の進行上、暫時休憩といたします。  
 1 4 時 5 5 分まで休憩します。
- 1 4 時 4 3 分休憩  
 1 5 時 1 4 分再開

議 長 それでは、休憩前に引続き会議を開きます。18ページをお開きください。次に、議案第4号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題とし、事務局の説明を求めます。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局  
（川波）議案朗読をもって説明  
2件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

議 長 事務局の説明は終わりました。  
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。18番林委員。  
18番挙手

議 長 18番林委員。  
18番  
（林委員）審議番号1番について説明します。転用者・申請土地については記載のとおりです。転用の目的は排水管の埋設。農地改良（一時転用）です。転用の理由としまして、自己用住宅地から浄化槽処理水及び雨水を水路に排水するため排水管を埋設するものです。期間は許可後から令和6年8月31日。耕作に支障がない深さに排水管を埋設します。農地法の運用については、10ha以上の一団の農地（一時転用）に該当します。農地区分は第1種農地です。ここは、以前許可を受けた住宅転用の排水管の敷設ですが、県からの指導により申請をしているようです。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。16番畑委員。  
16番挙手

議 長 16番畑委員。  
16番  
（畑委員）審議番号2番について説明します。転用者・申請土地については記載のとおりです。転用の目的は、農地改良（一時転用）です。転用の理由としまして、隣接県道から低く、水はけが悪いため地上げをして農作業車等が入れるようにし、営農の効率化を図るものです。県道側に水路があり、県道側からの進入が困難でありますので、地上げをしたいということです。高さが最大1.5mとなります。県道側から奥側に勾配を付けて、奥側から水路側に排水する計画がなされています。  
農地法の運用については、農用地区域内にある農地（一時転用）に該当します。審議方よろしくお願ひ致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について質問や意見はありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
次に、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とし事務局の説明を求めます。  
事務局挙手

議 長 事務局。  
事務局  
（川波）議案朗読をもって説明  
3件ございます。ご審議方よろしくお願ひします。

- 議 長 事務局の説明は終わりました。  
それでは、審議番号1番について、担当委員の説明を求めます。1番徳田委員。  
1番挙手
- 議 長 1番徳田委員。  
1番 (徳田委員) 審議番号1番を説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。転用の目的は、駐車場です。現在使用している敷地内の駐車場が不足するため、カーポートを整備するものです。譲受人と譲渡人は義理の兄弟にあたる関係であり、駐車場にしても残る農地への出入りは可能という感じです。参考事項としましては、第1種住居地域です。都市計画用途区域内です。農地区分は第3種農地となります。現在拡張状態になっておりますので、始末書添付となっております。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認といたします。  
次に、審議番号2番について、担当委員の説明を求めます。14番坂田委員。  
14番挙手
- 議 長 14番坂田委員。  
14番 (坂田委員) 審議番号2番について、説明します。譲受人・譲渡人・申請土地については議案書記載のとおりです。契約は、賃貸借です。転用の目的は露天土壌改良場(一時転用)です。転用の理由は、小郡市の建設現場で生じる土砂を土質改良、一時保管する用地が必要となり整備するものです。参考事項としましては、一時保管する土砂は6,000㎡、改良してまたもとに戻すということです。期間は、令和6年5月1日から令和7年5月31日ということです。半年ぐらいしたら戻せるのではないかとということです。排水処理につきましては、中原の区会長、水利組合長の承諾済です。雨水は自然流下、地下浸透です。西側に素掘りの水路があります。農地法の運用につきましては、10ha以上の一団の農地(一時転用)に該当します。農地の区分は第1種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手
- 議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認といたします。  
次に、審議番号3番について担当委員の説明を求めます。18番林委員。  
18番挙手
- 議 長 18番林委員。  
18番 (林委員) 審議番号3番について説明いたします。譲受人・譲渡人・申請土地は議案書記載のとおりです。契約は売買です。転用の目的は自己用住宅。転用の理由は、自宅が災害事業用地となり、みなし仮設住宅に居住していることから住宅を建築するものです。居宅1棟155.32㎡。駐車場2台。隣接農地進入路面積140㎡を確保しております。汚水の処理は浄化槽です。南側に自然水利がありますので浄化槽処理水、雨水も同様で、そちらに排水します。農地法の運用については、杷木支所から300m以内の農地に該当し、第3種農地です。ご審議方よろしくお願い致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について質問や意見はありませんか。  
(「なし」と呼ぶ者あり)
- 議 長 なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

- 全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。  
20ページをお開き下さい。次に、議案第6号「農用地利用集積計画（特例事業関係）について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局 （岩切議案朗読をもって説明。審議番号1番から5番については、推進機構からの買い入れとなります。審議番号6番から9番については、推進機構への売り渡しとなります。以上1番及び9番の案件については、経営面積や従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号の要件を満たしているものと考えております。以上で説明を終わります。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。審議番号1番から9番について質問や意見はございませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）
- 議 長 なければ、審議番号1番から9番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。  
全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、議案第6号は承認とし、市長に通知いたします。  
23ページをお開きください。次に、議案第7号「非農地判断について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
- 事務局挙手  
議 長 事務局。  
事務局 （川波）議案朗読をもって説明  
3件でございます。ご審議方よろしくお願いたします。
- 議 長 事務局の説明は終わりました。それでは、審議番号1番について担当委員の説明を求めます。  
1番徳田委員。  
1番挙手
- 議 長 1番徳田委員。  
1番 （徳田委員）審議番号1番について説明させていただきます。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。これは先月の議案で測量した際に判明したそうです。上隣の方に食い込んでいたということです。農地の状況ですが、農用地区域外。第2種農地です。平成11年撮影の航空写真で宅地の一部となっていることを確認しています。ご審議方よろしくお願致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号1番について、質問や意見はありませんか。（「なし」と呼ぶ者あり）  
なければ、審議番号1番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。
- 全委員 賛成の挙手  
議 長 賛成多数と認め、審議番号1番は承認いたします。  
次に、審議番号2番について担当委員の説明を求めます。8番吉松委員。  
8番挙手
- 議 長 8番徳田委員。  
8番 （吉松委員）審議番号2番について説明します。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。農地の状況ですが、農用地区域外。第1種農地（集落接続）です。20年以上前から非住宅地課税がされております。この申請地は、以前は駐車場でありました。税金面等を考慮すると雑種地にした方がいいのではということでありました。倉庫も建っておりますが、いつ建ったかはわかりません。ご審議方よろしくお願致します。
- 議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号2番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号2番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号2番は承認いたします。

次に、審議番号2番について担当委員の説明を求めます。10番長野委員。

10番挙手

議 長 10番長野委員。

10番

(長野委員) 審議番号3番について説明させていただきます。申請人、申請土地については、議案書記載のとおりです。2筆になっておりますが、1筆のように一体化しています。農地の状況ですが、農用地区域外。第1種農地(集落接続)です。20年以上前から雑種地課税となっております。現在荒れ地のような状態になっております。ご審議方よろしくお願ひ致します。

議 長 担当委員の説明は終わりました。審議番号3番について、質問や意見はありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

なければ、審議番号3番について、承認することに賛成の方の挙手を求めます。

全委員 賛成の挙手

議 長 賛成多数と認め、審議番号3番は承認いたします。

以上を持ちまして、すべての議案等の審議が終了しました。

(会議終了時刻 15:30)